

平成28年(ヨ)第154号 出版禁止等仮処分命令申立事件

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

答 弁 書

平成28年3月28日

横浜地方裁判所第3民事部 保全係 御中

〒214-0034

神奈川県川崎市多摩区三田4丁目1-11-5号

示現舎合同会社 代表者代表社員 宮部 龍彦

〒252-0021

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

電話 046-252-6301

FAX 020-4664-2806

第1 申立ての趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てをいずれも却下する。
- 2 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 申立ての理由に対する答弁

債権者らは「部落住民、部落出身者で構成する自主的大衆団体」、「被差別部落出身者」であるという趣旨のことを述べるが(第1 当事者 1 債権者ら (1)ないし(6))、否認する。これらは、債権者らによる単なる自称か、詐称か、思い込みに過ぎず、事実ではない。

「全国部落調査」は昭和11年3月に財団法人中央融和事業協会が全国

の「部落」の概況をまとめたものである。本書は団体名義の出版物であり、出版から既に80年を経過しているため、著作権の保護対象ではない。また、本書にある「部落」は、債権者らが言う「部落」ないし「被差別部落」とは無関係であり、財団法人中央融和事業協会も債権者らとは無関係でなおかつ現存していない。

従って、債権者らは当事者不適合であり、債権者のその余の主張について債務者が答弁する必要はない。

本件仮処分命令申立ては、債権者らが「被差別部落出身者」を騙り、部落問題に対する人々の無知や忌避意識を利用して、債務者に対して義務のないことを行わせようとしているものであって、「えせ同和行為」である。「えせ同和行為」に漫然と従うことは、部落差別を助長することであり、許されない。

部落問題の解決に向けた方法については様々な考えがあるにも関わらず、債権者らは自らの政治的主張と相反する思想・意見・研究・学説を差別と決めつけ、不当に債務者らの思想信条の自由、学問の自由、表現の自由を侵害しようとしているものである。例えば、債権者らは「部落地名総鑑は悪くない」との説を唱えた部落史・部落問題研究者と対立している(乙1号証)。

本件はいわゆる「スラップ訴訟」に類するものであって、本来であれば審尋を経ずに当事者不適合として速やかに却下されるべきものである。

以上

証拠方法

部落解放同盟中央本部ら平成27年2月15日付見解 乙1号証